

## 地方行政サービス改革の取組状況等(平成29年4月1日現在)

自治体コード	都道府県名	市区町村名	類似団体区分
222267	静岡県	牧之原市	都市I-0

(1)民間委託		【参考】
直営(※)	今後の対応方針【直営(※)を選択した団体のみ回答】	類似団体委託率
		(※)平成29年4月1日現在において、直営で専任職員を置いている団体
本庁舎の清掃		98.1% 95.6%
本庁舎の夜間警備		83.2% 98.1%
案内・受付		18.5% 90.2%
電話交換		38.9% 82.9%
公用車運転		79.6% 88.2%
し尿収集		74.1% 87.9%
一般ごみ収集		88.9% 95.5%
学校給食(調理)		75.9% 85.9%
学校給食(運搬)		92.6% 90.7%
学校用務員事務		13.0% 34.3%
水道メーター検針		96.2% 99.4%
道路維持補修・清掃等		83.3% 96.4%
ホームヘルパー派遣		74.1% 88.7%
在宅配食サービス		88.8% 89.9%
情報処理・庁内情報システム維持		96.3% 89.5%
ホームページ作成・運営		74.1% 87.4%
調査・集計		79.6% 95.6%

(2)指定管理者制度等の導入				【参考】
公の施設数	特設導入施設数	導入率	前年度以降、導入が進んでいない理由	類似団体委託率
体育館	6	5	83.3%	31.9% 38.6%
競技場(野球場、テニスコート等)	4	4	100.0%	42.6% 46.7%
プール	2	1	50.0%	42.2% 48.5%
海水浴場	2	0	0.0%	28.8% 12.6%
宿泊保養施設(ホテル、温泉保養等)	0	0		85.4% 88.2%
保養施設(公衆浴場、登山の家等)	1	1	100.0%	83.5% 75.6%
キャンプ場等	0	0		65.8% 58.6%
産業情報提供施設	0	0		70.9% 74.3%
展示場施設、見本市施設	0	0	導入を断念している	67.9% 64.9%
開放型研究施設等	0	0	導入を断念している	対象施設無し 50.0%
大規模公園	0	0		26.3% 41.6%
公営住宅	13	0	0.0%	4.3% 13.3%
駐車場	0	0		24.6% 38.5%
大規模公園、斎場等	0	0		9.3% 21.7%
図書館	2	0	0.0%	18.8% 17.4%
博物館(歴史、民俗、自然等)	2	0	0.0%	28.3% 27.8%
公民館、市民会館	3	0	0.0%	17.1% 21.8%
文化会館	2	0	0.0%	34.0% 51.9%
宿泊所、研修所等(青少年の家を含む)	0	0		44.4% 46.5%
特別養護老人ホーム	0	0		75.0% 74.7%
介護支援センター	0	0		65.2% 50.6%
福祉・保健センター	2	0	0.0%	49.3% 53.4%
児童クラブ、児童館等	10	0	0.0%	21.7% 22.6%

### (3)窓口業務

総合窓口の設置

設置状況  設置済み  → 予定時期

BPRの手法を用いた業務分析

取組状況  → 業務改革効果

窓口業務の民間委託

委託状況  委託有

【参考】

類似団体		全国(市町村分)	
設置率	委託率	実施率	委託率
13.0%	18.5%	12.0%	18.5%

### (4)庶務業務の集約化

実施状況  委託状況  委託予定無し

実施済み  委託予定無し

BPRの手法を用いた業務分析

取組状況  → 業務改革効果

対象部署

首長部局	企業局	教育委員会	その他	給与	旅費	福利厚生	財務会計
○	○	○	○	○	○	○	○

【参考】

類似団体		全国(市町村分)	
実施率	委託率	実施率	委託率
16.7%	3.7%	23.5%	2.6%

※「実施予定無し」及び「首長部局未設置団体」は「未実施の理由」を、「実施予定あり」の団体は「実施予定時期」を記述してください。  
【人口が5万人未満の団体は回答不要】

### (5)自治体情報システムのクラウド化

実施済み  実施予定  検討中  未実施

実施予定

検討中

未実施

タイプ

実施時期

住基 税 国保 年金 福祉

実施予定時期

検討状況

実施しない理由

### (6)公共施設等総合管理計画

策定済み  策定予定

策定済み

策定予定  → 策定予定時期

策定済み

### (7)地方公会計の整備

統一的な基準による財務書類の作成状況(一般会計等財務書類)

作成済み  作成予定

作成済み

作成予定  → 作成完了予定年度  平成29年度

作成済み

※ 統一的な基準による地方公会計については、原則として平成27年度から平成29年度までの3年間で整備するように要請されているが、当該調査の基準日はその初年度の開始時点である。